

(業として行う採血の許可)

第十三条 血液製剤等の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、採血を行う場所(以下「採血所」という。)ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

2 5 省略

(薬事法の一部改正)

第七十八條 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

(手数料)

第七十八條 次の各号に掲げる者(厚生労働大臣に対して申請する者に限る。)は、それぞれ当該各号の申請に対する審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 省略

二 省略

三 第十三条第六項の許可の区分の変更の許可を申請する者

四 省略

五 省略

六 第十三条の三第三項において準用する第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定を申請する者

七 十二 省略

十三 第四十条の二第五項の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者

十四 省略

2 3 省略

(割賦販売法の一部改正)

第七十九條 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

(業として行う採血の許可)

第十三条 血液製剤等の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、採血を行う場所(以下「採血所」という。)ごとに、政令で定める額の手数を納めて、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

2 5 同上

(手数料)

第七十八條 同上

一 第十二条第一項の許可を申請する者

二 同上

三 第十三条第一項の許可を申請する者

四 同上

五 同上

六 同上

七 十二 同上

十三 同上

十四 同上

2 3 同上

(経過措置)

第四十五条 省 略

(主務大臣)

第四十六条 省 略

(都道府県が処理する事務)

第四十七条 省 略

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一百八十条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

(登録換え)

第二十六条 省 略

2・3 省 略

4 第一項の登録換えは、更新の登録とみなして、第二十二条第四項及び第五項並びに前三条の規定を適用する。

(登録免許税及び登録申請手数料)

第三十二条 第二十二條第一項又は第二十六條第一項の規定により登録を受けようとする者(不動産鑑定士を除く。)は、国土交通大臣の登録を受けようとする場合にあっては、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない。

2 第二十二條第一項又は第二十六條第一項の規定により登録を受けようとする者(不動産鑑定士に限る。)及び第二十二條第三項の規定により登録を受けようとする者は、国土交通大臣の登録を受けようとする場合にあっては、実費を勘案し

(手数料)

第四十五条 第十一條又は第三十五條の三の二の許可を受けようとする者及び第三十一條の登録を受けようとする者(経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(経過措置)

第四十六条 同 上

(主務大臣)

第四十七条 同 上

(都道府県が処理する事務)

第四十七条の二 同 上

(登録換え)

第二十六条 同 上

2・3 同 上

4 第一項の登録換えは、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

(登録申請手数料)

第三十二条

登録申請者は、国土交通大臣の登録を受けようとする場合にあっては、実費を勘案して政令で定める額の登録申請手数料を納付しなければならない。

て政令で定める額の登録申請手数料を納付しなければならない。

(小型船造船業法の一部改正)

第百八十一条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条 削除

(変更登録等)

第十四条 省略

2 第六条及び第七条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項」と、第七条第一項中「国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は」とあるのは「国土交通大臣は、」と読み替えるものとする。

3 省略

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第百八十二条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 省略

217 省略

(登録申請手数料)

第八条 第五條第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。ただし、第十六條第三項後段に規定する期間内にされた登録の申請については、手数料を納めなくてもよい。

第九条 削除

(変更登録等)

第十四条 同上

2 第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項」と、第七条第一項中「国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は」とあるのは「国土交通大臣は、」と読み替えるものとする。

3 同上

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 同上

217 同上

8 第一項(第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「第二条の規定」とある

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条 前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者の平成十八年分以前の所得については、なお従前の例による。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百八十四条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

（目的）

第一条 この法律は、清酒製造業及び単式蒸留しようちゆう製造業（以下「清酒製造業等」という。）の経済的諸条件等の著しい変化に対処して、清酒製造資金及び単式蒸留しようちゆう製造資金の融通の円滑化並びに清酒製造業等の整備合理化を図るため、中央会の事業の範囲を拡大するとともにこれに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業等の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「単式蒸留しようちゆう製造業者」とは、酒税法第七条第一項の規定により単式蒸留しようちゆうの製造免許を受けて単式蒸留しようちゆうの製造を業とする者をいう。

3 この法律において「中央会」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。以下「酒類業組合法」という。）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しようちゆうに係るものをいう。

（中央会の事業の範囲の特例）

第三条 省 略

2 中央会は、酒類業組合法第八十二条第二項において準用する同条第一項及び前

るのは「第一条の規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定」とする。

（目的）

第一条 この法律は、清酒製造業及びしようちゆう乙類製造業（以下「清酒製造業等」という。）の経済的諸条件等の著しい変化に対処して、清酒製造資金及びしようちゆう乙類製造資金の融通の円滑化並びに清酒製造業等の整備合理化を図るため、中央会の事業の範囲を拡大するとともにこれに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業等の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 同 上

2 この法律において「しようちゆう乙類製造業者」とは、酒税法第七条第一項の規定によりしようちゆう乙類の製造免許を受けてしようちゆう乙類の製造を業とする者をいう。

3 この法律において「中央会」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。以下「酒類業組合法」という。）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及びしようちゆう乙類に係るものをいう。

（中央会の事業の範囲の特例）

第三条 同 上

2 中央会は、酒類業組合法第八十二条第二項において準用する同条第一項及び前

項の事業のほか、第一条の目的を達成するため、次に掲げる単式蒸留しように係る事業を行う。

一 単式蒸留しように製造業を政令で定める期間内に廃止する者で政令で定めるものに対する給付金の給付及びこれに係る納付金の単式蒸留しように製造業者からの徴収

二 単式蒸留しように製造業の近代化を図るための政令で定める事業

三 省 略

(単式蒸留しように業対策基金)

第六条の三 中央会は、第三条第二項各号に掲げる事業（納付金の徴収及びこれに附帯する事業を除く。）の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、単式蒸留しように業対策基金を設けることができる。

2 国は、予算の範囲内において、中央会に対し、前項に規定する単式蒸留しように業対策基金に充てる資金の全部又は一部を、補助し、又は政令で定めるところにより無利子で貸し付けることができる。

第七条の二 中央会は、第三条第二項第一号に掲げる事業を行う各事業年度において、政令で定めるところにより、財務大臣の認可を受けて、単式蒸留しように製造業者に同号の納付金を賦課することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金について準用する。この場合において、同条第二項中「各清酒製造業者」とあるのは「各単式蒸留しように製造業者」と、「清酒」とあるのは「単式蒸留しように製造業者」と、同条第三項中「清酒製造業者」とあるのは「単式蒸留しように製造業者」と読み替えるものとする。

(納付金の納付の督促等)

第八条 中央会は、第七条第一項又は前条第一項の規定により納付金を賦課された清酒製造業者又は単式蒸留しように製造業者（次条において「清酒製造業者等」という。）がその納期限までに納付金を納付しないときは、督促状によりその納付を督促しなければならない。

2 省 略

(電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

項の事業のほか、第一条の目的を達成するため、次に掲げるしように乙類に係る事業を行う。

一 しように乙類製造業を政令で定める期間内に廃止する者で政令で定めるものに対する給付金の給付及びこれに係る納付金のしように乙類製造業者からの徴収

二 しように乙類製造業の近代化を図るための政令で定める事業

三 同 上

(しように乙類業対策基金)

第六条の三 中央会は、第三条第二項各号に掲げる事業（納付金の徴収及びこれに附帯する事業を除く。）の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、しように乙類業対策基金を設けることができる。

2 国は、予算の範囲内において、中央会に対し、前項に規定するしように乙類業対策基金に充てる資金の全部又は一部を、補助し、又は政令で定めるところにより無利子で貸し付けることができる。

第七条の二 中央会は、第三条第二項第一号に掲げる事業を行う各事業年度において、政令で定めるところにより、財務大臣の認可を受けて、しように乙類製造業者に同号の納付金を賦課することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金について準用する。この場合において、同条第二項中「各清酒製造業者」とあるのは「各しように乙類製造業者」と、「清酒」とあるのは「しように乙類製造業者」と、同条第三項中「清酒製造業者」とあるのは「しように乙類製造業者」と読み替えるものとする。

(納付金の納付の督促等)

第八条 中央会は、第七条第一項又は前条第一項の規定により納付金を賦課された清酒製造業者又はしように乙類製造業者（次条において「清酒製造業者等」という。）がその納期限までに納付金を納付しないときは、督促状によりその納付を督促しなければならない。

2 同 上

第百八十五条 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

（手数料）

第三十二条 次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）

（ ）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 省略
- 四 省略
- 五 省略

（卸売市場法の一部改正）

第百八十六条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（合併等の場合の課税の特例）

第七十三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場又は地方卸売市場において卸売の業務又は仲卸しの業務を行う者（以下この条において「卸売業者等」と総称する。）に対し、その者が他の法人である卸売業者等と合併し、他の法人である卸売業者等と共同してする新設分割（中央卸売市場又は地方卸売市場における卸売の業務又は仲卸しの業務（以下この条において「卸売の業務等」と総称する。）を承継させるものに限る。）をし、若しくは卸売の業務等を他の法人である卸売業者等に承継させる吸収分割をし、又は他の法人である卸売業者等に対し出資し、若しくは他の卸売業者等とともに出資して法人である卸売業者等を設立することにより、当該卸売業者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該卸売業者等が卸売市場整備基本方針において定められた第四条第二項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 前項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人

（手数料）

第三十二条 同上

- 一 第三条第一項の登録を受けようとする者
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上

（合併等の場合の課税の特例）

第七十三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場において卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者（以下この条において「開設者等」と総称する。）に対し、その者が他の法人である開設者等と合併し、他の法人である開設者等と共同してする新設分割（地方卸売市場の開設の業務又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場における卸売の業務若しくは仲卸しの業務（以下この条において「開設の業務等」と総称する。）を承継させるものに限る。）をし、若しくは開設の業務等を他の法人である開設者等に承継させる吸収分割をし、又は他の法人である開設者等に対し出資し、若しくは他の開設者等とともに出資して法人である開設者等を設立することにより、当該開設者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四条第二項第一号の目標及び同項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等が卸売市場整備基本方針において定められた同項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 前項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人

、当該認定に係る分割により卸売の業務等を承継した法人又は当該認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該認定に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一・二 省 略

（積立式宅地建物販売業の一部改正）

第八十七條 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十一号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第二條 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 積立式宅地建物販売業 積立式宅地建物販売を業として行うことをいう。

四 積立式宅地建物販売業者 次条の許可を受けて積立式宅地建物販売業を営む者をいう。

（積立式宅地建物販売業の許可）

第三條 省 略

（許可の申請）

第四條 前条の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所のある所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一〜五 省 略

六 他に事業を行つているときは、その事業の種類

2 省 略

、当該認定に係る分割により開設の業務等を承継した法人又は当該認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該認定に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一・二 同 上

（定義）

第二條 同 上

一・二 同 上

三 積立式宅地建物販売業 積立式宅地建物販売を業として行なうことをいう。

四 積立式宅地建物販売業者 次条第一項の許可を受けて積立式宅地建物販売業を営む者をいう。

（積立式宅地建物販売業の許可）

第三條 同 上

2 前項の許可を受けようとする者のうち、国土交通大臣の許可を受けようとする者は、政令で定める許可手数料を納めなければならない。

（許可の申請）

第四條 前条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一〜五 同 上

六 他に事業を行なつているときは、その事業の種類

2 同 上

(許可の基準)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一・二 省略

三 前二号に掲げるもののほか、その行おうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

四・五 省略

2 省略

第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一・二 省略

三 第四十四条第二項第八号から第十一号までのいずれかに該当することにより許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四・五 省略

六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
イ・ロ 省略

ハ 積立式宅地建物販売業者が第四十四条第二項第八号から第十一号までのいずれかに該当することにより許可を取り消された場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の公告の前六十日以内にその積立式宅地建物販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で、その処分の日から五年を経過しないもの

二 省略

(許可をしない場合の通知)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可をしない場合においては、理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(許可証の交付)

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可をしたときは、許可証を

(許可の基準)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一・二 同上

三 前二号に掲げるもののほか、その行なおうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

四・五 同上

2 同上

第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一・二 同上

三 第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四・五 同上

六 同上
イ・ロ 同上

ハ 積立式宅地建物販売業者が第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消された場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の公告の前六十日以内にその積立式宅地建物販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で、その処分の日から五年を経過しないもの

二 同上

(許可をしない場合の通知)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(許可証の交付)

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可をしたときは、許

交付しなければならない。

(許可換えの場合における従前の許可の効力)

第九条 積立式宅地建物販売業者が第三條の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き積立式宅地建物販売業を営もうとする場合において、同條の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

一 三 省 略

(廃業等の届出)

第十一条 省 略

2 前項第二号から第四号までの規定により届出があつたときは、第三條の許可は、その効力を失う。

(無許可事業等の禁止)

第十四条 第三條の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営んではならない。

2 第三條の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

(業務の停止及び許可の取消し)

第四十四条 省 略

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 四 省 略

五 第九条各号のいずれかに該当する場合において、第三條の許可を受けていないことが判明したとき。

六 省 略

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第二号から第四号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

八・九 省 略

十 不正の手段により第三條の許可を受けたとき。

十一 前項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による

可証を交付しなければならない。

(許可換えの場合における従前の許可の効力)

第九条 積立式宅地建物販売業者が第三條第一項の許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き積立式宅地建物販売業を営もうとする場合において、同項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

一 三 同 上

(廃業等の届出)

第十一条 同 上

2 前項第二号から第四号までの規定により届出があつたときは、第三條第一項の許可は、その効力を失う。

(無許可事業等の禁止)

第十四条 第三條第一項の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営んではならない。

2 第三條第一項の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

(業務の停止及び許可の取消し)

第四十四条 同 上

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 四 同 上

五 第九条各号の一に該当する場合において、第三條第一項の許可を受けていないことが判明したとき。

六 同 上

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

八・九 同 上

十 不正の手段により第三條第一項の許可を受けたとき。

十一 前項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の

業務の停止の処分に違反したとき。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段によつて第三条の許可を受けた者
- 二 五 省 略

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に積立式宅地建物販売業を営んでいる法人は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を受けなくても、その施行の日から一年間を限り、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた積立式宅地建物販売業者とみなし、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の規定を適用する。その法人がその期間内に所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をすることがどうかの処分がある日まで、同様とし、前段中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

3 省 略

7 附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人が同項前段の期間内に所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を受けなかつた場合においては、当該法人は、第十四条第一項の規定にかかわらず、附則第二項前段の期間内に同法附則第百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をすることがどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から一年を経過する日までの間に締結した積立式宅地建物販売の契約に基づく取引に限り、結了することができるものとし、当該取引を結了する目的の範囲内においては、

停止の処分に違反したとき。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段によつて第三条第一項の許可を受けた者
- 二 五 同 上

附 則

(施行期日)

1 同 上

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に積立式宅地建物販売業を営んでいる法人は、第三条第一項の許可を受けなくても、その施行の日から一年間を限り、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた積立式宅地建物販売業者とみなし、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の規定を適用する。その法人がその期間内に第三条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をすることがどうかの処分がある日まで、同様とし、前段中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

3 省 略

7 附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人が同項前段の期間内に第三条第一項の許可を受けなかつた場合においては、当該法人は、第十四条第一項の規定にかかわらず、附則第二項前段の期間内に第三条第一項の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をすることがどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から一年を経過する日までの間に締結した積立式宅地建物販売の契約に基づく取引に限り、結了することができるものとし、当該取引を結了する目的の範囲内においては、積立式宅地建物販売業者とみなす。

積立式宅地建物販売業者とみなす。
8 11 省 略

(労働安全衛生法の一部改正)

第百八十八條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

(手数料)

第百十二條 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者)にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者)にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者)にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。
一七の二 省 略

八十三 省 略
2 省 略

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第百八十九條 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

(審議会等への諮問)

第二十六條の二 総務大臣は、次の各号のいづれかに該当する場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一四 省 略

五 第三条第一項、第四条第一項第二号、第九条、第十条第二項、第十二条又は第十三条第一項の規定に基づく総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

8 11 同 上

(手数料)

第百十二條 同 上

一七の二 同 上

七の三 第五十四條の三第一項の登録を受けようとする者

八十三 同 上

2 同 上

(審議会等への諮問)

第二十六條の二 総務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一四 同 上

五 第三条第一項、第四条第一項第二号、第九条、第十条第二項、第十二条、第十三条第一項又は第二十九条の規定に基づく総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

(手数料)

(施設の円滑な設置についての配慮)

第二十九条 省 略

(資料の提供その他の協力)

第三十条 省 略

(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正)

第九十条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

(資金の貸付け)

第九条 農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者(当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十五条第一項において同じ。)又は漁業協同組合等 当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

二 省 略

第十一条 削除

(浄化槽法の一部改正)

第九十一条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 第三条第一項又は第七条第一項の許可を申請する者は、審査に要する実費を勘案して総務省令で定める額の手数料を納めなければならない。

(施設の円滑な設置についての配慮)

第三十条 同 上

(資料の提供その他の協力)

第三十一条 同 上

(資金の貸付け)

第九条 同 上

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者(当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十一条及び第十五条第一項において同じ。)又は漁業協同組合等 当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

二 同 上

(減価償却の特例)

第十一条 第四条第一項の認定を受けた漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(手数料)

第五十条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を国(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合にあつては、当該指定試験機関。次項において「指定試験機関」という。)に納付しなければならない。

一 第十六条の認定の更新を受けようとする者

二 五 省略

2 省略

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第九十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(手数料)

第十二条 第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十一条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第十一条第二項中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 第四条、第十二条、第三十一条及び前条の規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

(手数料)

第五十条 同上

一 第十三条第一項若しくは第二項の認定又は第十六条の認定の更新を受けようとする者

二 五 同上

2 同上

(登録免許税及び手数料)

第十二条 第三条の許可を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 第四条、第三十一条及び前条の規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

(計量法の一部改正)

第九十三條 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

(手数料)

第五十八條 次に掲げる者(経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 十一 省 略

十二 省 略

十三 省 略

十四 省 略

十五 省 略

十六 省 略

十七 省 略

十八 省 略

(保険業法の一部改正)

第九十四條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税及び手数料)

第八十一條 第二百七十六條の登録を受けようとする者(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第三十七号の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第一項第一号の規定による届出をする者を含む。)は、第一号に掲げる場合にあつては同法の定めるところにより登録免許税を、第二号に掲げる場合にあつては実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

一 所屬保險会社等から委託(一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託で内閣府令で定めるものを除く。)を受けて行う第二百七十七條第一項の規定

(手数料)

第五十八條 同上

一 十一 同上

十二 計量士の登録を受けようとする者 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 同上

十七 同上

十八 同上

十九 同上

二十 同上

(登録手数料)

第八十一條 第二百七十六條の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

による登録の申請（登録免許税法第三十四条の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第一項第一号の規定による届出を含む。）を行う場合

二 前号に規定する申請以外の申請を行う場合

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第百九十五条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条 削除

（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第百九十六条 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

（手数料）

第三十六条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 第四条第一項の認定を受けようとする者（主務大臣が第十七条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）

二 第七条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の認定の更新を受けようとする者

三 省 略

四 第十五条第一項の認定を受けようとする者（主務大臣が第十七条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）

2 省 略

（構造改革特別区域法の一部改正）

第百九十七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のよ

（課税の特例）

第八条 他の事業主及び第十一条第一項のセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた素材生産業を営む者（森林組合を含む。）又はその組織する団体（森林組合連合会を含む。）は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

（手数料）

第三十六条 同 上

一 第四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

二 同 上

三 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

2 同 上

うに改正する。

(酒税法の特例)

第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者（以下この条及び別表第十八号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したものに限り。以下この条において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十八号において「濁酒」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた別表第十八号に掲げる特定事業の実施主体である者に限り。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を申請した場合には、同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては、同法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する濁酒に限る旨の」とする。

3 省略

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

(酒税法の特例)

第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者（以下この条及び別表第十八号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四条第一項に規定するその他の雑酒（米（自ら生産したものに限り。以下この条において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十八号において「濁酒」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた別表第十八号に掲げる特定事業の実施主体である者に限り。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第四条第一項に規定するその他の雑酒の製造免許を申請した場合には、同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第四条第一項に規定するその他の雑酒の製造免許を与える場合においては、同法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する濁酒に限る旨の」とする。

3 同上

第百九十八条 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 省 略

24 省 略

5 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「第三十五条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項」とする。

69 省 略

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 省 略

24 省 略

5 市町村は、平成十九年度分の個人の市町村民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定中所得割に関する部分（新法第三百十四条の八第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三百十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百十四条の三、第三百十四条の四及び前条」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則

附則

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 同 上

24 同 上

5 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「第三十五条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項」とする。

69 同 上

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 同 上

24 同 上

5 市町村は、平成十九年度分の個人の市町村民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法の規定中所得割に関する部分（新法第三百十四条の八第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三百十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百十四条の三、第三百十四条の四及び前条」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第五項」とする。

第六条第五項」とする。
619 省 略

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)
第一百九十九条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附 則

第二十八条 削除

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二百条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附 則

第七条 削除

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)第五条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第二十三号(六)の規定は、なおその効力を

619 同 上

附 則

(登録免許税法の一部改正)

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(十一)を(十二)とし、(十二)を(十一)とし、(九)を(十)とし、(七)の次に次のように加える。

Ⅷ 保険業法第二百七十二条第一項(登録)の少額短期保険業者の登録	登録件数	一件につき十 五万円
----------------------------------	------	---------------

附 則

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(六)イ(3)中「衛生検査技師」を削る。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(六)の規定は、なおその効力を有する。

有する。

(港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百一条 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三百三十四号を次のように改める。

百三十四 港湾運送事業の許可		
港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第四条(許可)の規定による港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(一) 一般港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき六万円
(二) 港湾荷役事業の許可	許可件数	一件につき三万円
(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
(四) 検数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	許可件数	一件につき三万円

(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正)

第二百二条 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則

(登録免許税法の一部改正)

附則

(登録免許税法の一部改正)

第八条 同上

別表第一第四十号を次のように改める。

四十 港湾運送事業の許可		
港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第四条(許可)の規定による港湾運送事業の許可	港湾の数	一港湾につき九万円
(一) 一般港湾運送事業の許可	港湾の数	一港湾につき六万円
(二) 港湾荷役事業の許可	許可件数及び港湾の数	一件一港湾につき三万円
(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
(四) 検数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	許可件数	一件につき三万円

附則

(登録免許税法の一部改正)

第三十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十二号中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）

第二百三条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則

第四条 削除

（介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百四条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則

第三十三条 同上

別表第一第五十三号の二中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

附則

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号の次に次のように加える。

五十の二	登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の登録		
(一)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十九条第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十六条第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

附則